

令和 2 年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、令和 2 年度盛岡市一般会計

令和 2 年度盛岡市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	1 総務管理費	道の駅設置事業	円 3,033,000	円 3,033,000
		国土調査事業	21,648,000	21,648,000
	3 戸籍住民基本台帳費	総務事務（戸籍情報システム改修事業）	4,510,000	4,510,000
3 民生費	1 社会福祉費	医療的ケア児等非常用発電機貸与事業	7,400,000	7,400,000
		老人福祉施設整備助成事業	47,520,000	15,000,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	7,551,000	7,551,000
	2 児童福祉費	地域児童クラブ等運営事業	6,633,000	6,632,265
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計への負担金等	57,000,000	57,000,000
	3 保健所費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,034,166,000	2,024,292,097
5 労働費	1 労働諸費	雇用調整助成金等申請費用支援事業	2,200,000	2,200,000
6 農林費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	8,584,000	2,100,000
		産地パワーアップ事業	722,000	580,000
		砂子沢生活改善センター移転新築事業	5,000,000	5,000,000
7 商工費	1 商工費	成長分野拠点形成支援事業	2,760,000	2,646,000
8 土木費	2 道橋りょう費	道路橋りょう維持管理事業	25,580,000	25,580,000
		本町通一丁目新庄町 2 号線外法面補修事業	160,000,000	160,000,000
		市道舗装二次改築事業	59,300,000	59,300,000
		市道舗装新設改良事業	9,359,000	8,072,295
		二子沢線道路整備事業	11,380,000	11,377,139
		洪民東線道路整備事業	1,000,000	848,825
		津志田白沢線Ⅱ工区外 1 路線道路整備事業	3,000,000	2,107,881
		谷地頭線外 1 路線道路整備事業	7,695,000	1,010,000
		都南中央第三地区生活環境整備事業	154,981,000	152,945,847

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		2,800,000		233,000
	16,236,000			5,412,000
	4,510,000			
	7,400,000			
	15,000,000			
	7,551,000			
4,420,000				2,212,265
		57,000,000		
	2,024,292,097			
	2,200,000			
	2,100,000			
	464,000		116,000	
		5,000,000		
	1,323,000			1,323,000
	2,300,000	22,200,000		1,080,000
	80,000,000	80,000,000		
		50,400,000		8,900,000
	4,035,148	3,400,000		637,147
	5,688,570	5,100,000		588,569
	424,413	400,000		24,412
	1,053,940	900,000		153,941
	505,000	500,000		5,000
	68,817,531	76,200,000		7,928,316

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
8 土 木 費	2 道 橋 り よ う 路 費	道明地区生活環境整備事業	円 54,290,000	円 51,791,812
		下飯岡地区生活環境整備事業	2,690,000	1,989,526
		下太田地区生活環境整備事業	129,320,000	128,879,500
		岩山2号線道路整備事業	18,127,000	16,037,756
		津志田白沢線道路整備事業	32,410,000	32,410,000
		その他交通安全施設整備事業	4,000,000	3,368,919
		橋りよう維持補修事業	203,000,000	196,661,000
		文化橋, 上天滝橋橋梁補修事業	35,000,000	35,000,000
		交通安全施設等整備事業	600,000	226,000
		東中野門線道路整備事業	36,978,000	36,977,272
		東中野14号線道路整備事業	12,000,000	10,954,255
		下田生出線(下田工区)道路整備事業	20,000,000	18,446,758
		好摩永井線道路整備事業	5,000,000	4,989,437
		西部線外道路整備事業	4,936,000	4,736,000
		渋民好摩線道路整備事業	1,092,000	1,091,487
		南大通二丁目南大橋線外道路整備事業	22,000,000	20,017,097
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	5,709,000	5,709,000
		下太田上太田5号線道路整備事業	3,000,000	3,000,000
		岩手飯岡駅東西線自由通路等整備事業	594,050,000	594,041,428
		生活道路対策エリア整備事業	8,805,000	7,195,070
		永井街道線道路整備事業	1,000,000	1,000,000
		岩手公園開運橋線道路整備事業	66,000,000	63,952,127
		日戸柴沢線道路整備事業	3,415,000	3,414,036
	3 河 川 費	急傾斜地崩壊対策事業	55,925,000	55,852,656
		河川等維持管理事業	6,460,000	6,460,000
		都市基盤河川改良事業	71,544,000	71,544,000
	4 都 市 計 画 費	紺屋町番屋改修事業	70,891,000	70,890,600

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	12,493,906	11,200,000		28,097,906
	992,263	900,000		97,263
	64,610,000	62,900,000		1,369,500
	8,018,878	7,200,000		818,878
		29,200,000		3,210,000
	1,684,459	1,600,000		84,460
	111,109,347	74,300,000		11,251,653
	19,250,000	15,700,000		50,000
	113,000			113,000
	20,337,499	15,000,000		1,639,773
	6,600,000	4,000,000		354,255
	10,145,717	7,500,000		801,041
	2,750,000	2,000,000		239,437
	2,604,800	2,000,000		131,200
	600,318	400,000		91,169
	11,009,403	9,000,000		7,694
	3,139,950	2,300,000		269,050
	1,650,000	1,200,000		150,000
	326,722,335	260,900,000		6,419,093
	3,957,288	2,900,000		337,782
	550,000	400,000		50,000
	35,444,046	27,800,000		708,081
	1,707,018	1,700,000		7,018
		55,800,000		52,656
		6,400,000		60,000
	47,696,000	21,400,000		2,448,000
	35,368,000	31,000,000		4,522,600

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	道明地区土地区画整理事業	270,803,000	267,602,527
		都南中央第三地区土地区画整理事業	763,340,000	759,837,646
		太田地区土地区画整理事業	964,223,000	912,123,997
		明治橋大沢川原線街路事業	2,000,000	1,866,045
		愛宕町三ツ割線街路事業	9,228,000	9,068,795
		都市計画区域区分変更事業	2,100,000	2,100,000
		街路樹等維持管理事業	10,000,000	10,000,000
		動物公園総務事務	600,000,000	600,000,000
		都市公園整備事業（補助）	212,724,000	212,723,382
		お城を中心としたまちづくり事業（補助）	54,377,000	54,377,000
		盛岡バスセンター整備事業	65,669,000	65,668,200
		公共交通利用促進対策事業	23,600,000	23,600,000
		J R 田沢湖線新駅整備事業	224,959,000	219,846,545
	5 住 宅 費	公営住宅ストック総合改善事業	46,000,000	46,000,000
9 消 防 費	1 消 防 費	防災行政無線整備事業	95,824,000	95,823,820
10 教 育 費	2 小 学 校 費	仁王小学校校舎長寿命化改修事業	101,588,000	85,407,831
		大新小学校校舎長寿命化改修事業	281,739,000	204,350,700
		城南小学校屋内運動場長寿命化改修事業	345,263,000	345,263,000
		トイレ改修事業	285,124,000	285,124,000
		コンピューター教育施設整備事業	366,431,000	366,430,900
		学校保健事業	46,000,000	17,760,156
	3 中 学 校 費	トイレ改修事業	192,077,000	192,077,000
		城西中学校校舎長寿命化改修事業	192,618,000	46,040,000
		コンピューター教育施設整備事業	183,826,000	183,825,840
		学校保健事業	24,400,000	9,464,217
	4 高 等 学 校 費	総務事務（感染症対策事業）	2,400,000	1,003,752
	6 社 会 教 育 費	中央公民館施設整備事業	6,165,000	6,164,520

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	133,801,264	130,500,000		3,301,263
45,175,212	317,057,886	318,400,000		79,204,548
80,552,244	387,629,777	427,800,000		16,141,976
	733,023	1,000,000		133,022
	4,987,437	3,800,000		281,358
				2,100,000
	5,000,000	5,000,000		
	300,000,000	300,000,000		
	76,907,000	128,000,000		7,816,382
	27,188,000	24,500,000		2,689,000
	5,803,694	53,900,000		5,964,506
	23,600,000			
	72,903,479	113,800,000		33,143,066
4,600,000	18,500,000	22,900,000		
	73,010,000	22,800,000		13,820
		75,400,000		10,007,831
		183,000,000		21,350,700
	70,593,000	259,900,000		14,770,000
	93,153,000	186,100,000		5,871,000
	366,430,900			
	17,760,156			
	62,754,000	125,400,000		3,923,000
		41,100,000		4,940,000
	183,825,840			
	9,464,217			
	1,003,000			752
		5,600,000		564,520

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
10 教育費	6 社会教育費	図書館大規模改修事業	円 52,433,000	円 52,432,800
11 災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	6,386,000	6,386,000
	2 農林業施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	17,279,000	17,278,933
	3 その他公共施設・公用施設災害復旧費	商工施設災害復旧事業	4,554,000	4,554,000
計			円 9,562,394,000	円 9,131,671,691

令和3年6月7日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	2,728,000	41,800,000		7,904,800
	3,725,000	2,600,000		61,000
		10,000,000		7,278,933
				4,554,000
円	円	円	円	円
134,747,456	5,231,013,599	3,441,900,000	116,000	323,894,636

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 53 号

令和 2 年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により、令和 2 年度盛岡市水道事業会計

令和 2 年度盛岡市水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	2,644,497,000	1,759,254,928	856,577,000

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	1,117,761,000	890,282,860	92,379,000

令和 3 年 6 月 7 日提出

予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
工事負担金	出 資 金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
65,203,000	57,000,000	96,593,000	637,781,000	28,665,072	0	関係機関との調整による。

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
工事負担金	出 資 金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
0	0	14,150,000	78,229,000	135,099,140	0	法面補強等の追加工事が必要となったため。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 54 号

令和 2 年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により，令和 2 年度盛岡市下水道事業会

令和 2 年度盛岡市下水道

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,625,002,000	1,424,683,022	1,152,660,000

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 事業費	1 営業費用	施設維持管理	148,173,000	137,824,302	8,910,000

令和 3 年 6 月 7 日提出

計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
525,500,000	0	538,088,000	89,072,000	47,658,978	0	関係機関との調整による。

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円	円	円	円	円	円	
0	0	0	8,910,000	1,438,698	0	感染症の影響により現地調査を延期したため。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 55 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 4 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除
に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市母子臨時児童扶養等資金及び父子臨時児童扶養資金の貸付けに係る償還の免除に関する条例（令和元年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「附則第 7 条第 1 項」を「附則第 8 条第 1 項」に、「附則第 8 条第 1 項」を「附則第 9 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 56 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

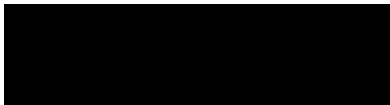
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 10 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 |  |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金58,080円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 2 年12月14日、盛岡市好摩字夏間木地内において、市有除雪車が除雪中、除雪車の排土板が接触して相手方管理の縁石を損傷したことによる。

報告第 57 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

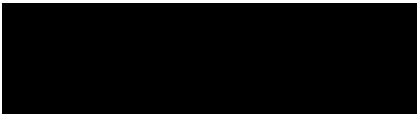
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 10 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 |  |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金59,290円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 3 年 1 月 5 日、盛岡市好摩字夏間木地内において、市有除雪車が除雪中、除雪車の排土板が縁石に接触し、接触した縁石が相手方管理のフェンスを損傷したことによる。

報告第 58 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金17,300円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 2 月 17 日、盛岡市湯沢10地割地内において、市道八重郷 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 59 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

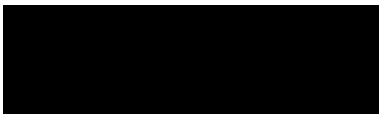
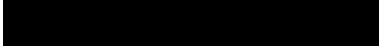
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 5,500円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 2 月 25 日、盛岡市前九年一丁目地内において、市道前九年一丁目 7 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 60 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

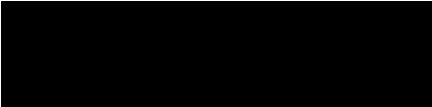
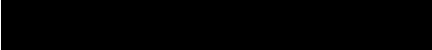
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,897円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 3 月 30 日、盛岡市津志田 4 地割地内において、市道西村・生畔線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 61 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

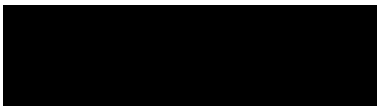
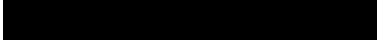
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 7,161円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 4 月 2 日、盛岡市みたけ四丁目地内において、市道谷地頭線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 62 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

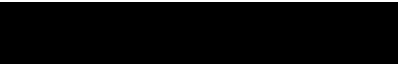
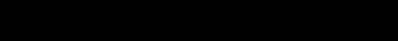
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 8,750円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 4 月 2 日、盛岡市新庄字岩山地内において、市道岩山 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 63 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

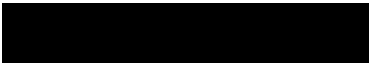
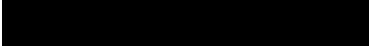
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金12,656円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 4 月 6 日、盛岡市向中野三丁目地内において、市道本宮下飯岡線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 64 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

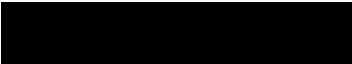
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金15,000円也
- 3 損害賠償の原因

令和 2 年 10 月 28 日、盛岡市飯岡新田 3 地割地内において、市道矢盛・南田 7 号線を原動機付自転車で行き中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 65 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

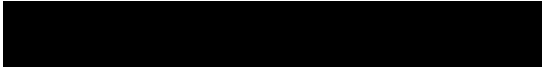
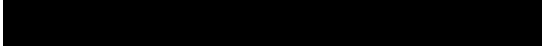
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月12日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 234,740円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 2 月 8 日、盛岡市青山三丁目地内において、市道新幹線側道14号線から駐車場に自動車で進入した際に、道路側溝の蓋が破損したため側溝に車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 66 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

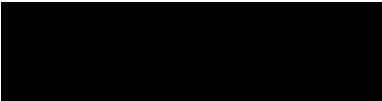
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- | | | | |
|---|----------|-------------|---|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 住所 |  |
| | | 氏名 | |
| 2 | 損害賠償の額 | 金 254,705円也 | |
| 3 | 損害賠償の原因 | | |

令和 2 年12月14日、盛岡市川崎字川崎地内において、市有除雪車が除雪中、除雪車の排土板が接触して相手方管理のアスファルト舗装を損傷したことによる。

報告第 67 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

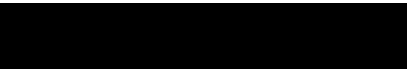
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 4,466円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 4 月 3 日、盛岡市新庄字岩山地内において、市道岩山 2 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ばこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 68 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

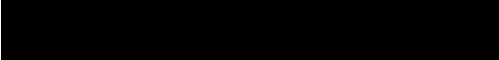
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 106,828円也
- 3 損害賠償の原因

令和 3 年 4 月 22 日、盛岡市飯岡新田 6 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 69 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

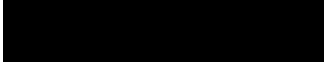
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 5 月 26 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 148,468円也
- 3 損害賠償の原因

平成31年 1 月 20 日、盛岡市盛岡駅西通一丁目地内において、市道盛岡駅西口 1 号線を自転車で走行中、道路上の段差で転倒し負傷したことによる。